

2016年版EDINETタクソノミ（案）更新概要

1. 概要

EDINETタクソノミは、法令、会計基準等の改正、開示実務の変化等に対応して更新していく必要があり、原則として、年一回3月ごろに更新を行う予定としています。ただし、EDINETタクソノミを構成する全タクソノミが年次更新の対象となるわけではありません。また、必要な場合には、年次更新とは別のタイミングで一部のタクソノミを更新する可能性があります。

[EDINETタクソノミ更新の概要]

今回のEDINETタクソノミの更新は、年次更新として行われるものであり、その概要は、次のとおりです。

- ・ 企業内容等の開示に関する内閣府令の改正への対応
- ・ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の改正への対応
- ・ その他の別記事業に係る会計規則、会計基準等の改正への対応

更新内容の概要については『EDINETタクソノミ（案）更新概要〔添付資料〕』を、また、更新の完全な内容については『EDINETタクソノミ（案）差分情報』をそれぞれ御参照ください。

1-1. 純利益等の表示に関する更新内容（年度の連結財務諸表）

平成26年3月28日の財務諸表等規則等改正により「当期純利益（又は当期純損失）」の概念が変わりました。2015年版EDINETタクソノミでは、四半期及び中間の連結財務諸表について改正後の財務諸表等規則等に基づいて改訂を実施しました。2016年版EDINETタクソノミでは、年度の連結財務諸表について、改正後の財務諸表等規則等に基づき改訂を実施しています。新旧の対応関係は、次の表のとおりです。

改正前	改正後
少数株主損益調整前当期純利益（又は少数株主損益調整前当期純損失）	当期純利益（又は当期純損失）
少数株主利益（又は少数株主損失）	非支配株主に帰属する当期純利益（又は非支配株主に帰属する当期純損失）
当期純利益（又は当期純損失）	親会社株主に帰属する当期純利益（又は親会社株主に帰属する当期純損失）

1-2. 連結財務諸表を作成していない会社がIFRSを適用した場合

IFRS適用企業の増加を踏まえ、連結財務諸表を作成していない会社がIFRSにより個別財務諸

表を作成する際に使用する包括タグを新たに設けました。

IFRSに基づいて連結財務諸表を作成した場合に使用する包括タグは既に設定していましたが、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式 記載上の注意 (67)bに記載のある指定国際基準により個別財務諸表を作成した場合に使用する包括タグを新たに設定しました。

1-3. その他の法令改正

平成27年に行われた高速道路事業等会計規則改正、電気事業会計規則改正、投資法人計算規則改正に対応するためのタクソミにおける要素の新設、変更を実施しました。

1-4. B群要素追加

法令、会計基準等に明確な記載はないものの、開示実務において頻繁に使用されている項目 (B群要素) として「退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)、営業活動によるキャッシュ・フロー」、該当なし要素の追加を実施しました。

1-5. IFRSタクソミ対応ガイドライン更新の概要

IFRSタクソミの年次更新 (「IFRSタクソミ2015」) に対応するため関連ガイドラインの更新を実施しました。

1-6. 修正国際基準

企業会計基準委員会 (A S B J) が「修正国際基準 (国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)」 (以下「修正国際基準」という。) の公表を行ったことを受け、修正国際基準の適用が制度上、可能となるよう、連結財務諸表規則等について、平成27年9月4日に改正が行われました。

当該改正を受け、2016年版タクソミにおいても修正国際基準に基づく連結財務諸表を提出する際に使用する包括タグを設定したほか、関連ガイド類の改訂を行いました。

2. タクソミのバージョン

今回更新対象となるのは、次のタクソミです。

- ・ 財務諸表本表タクソミ
- ・ 開示府令タクソミ

これら以外のEDINETタクソミについては、従前のEDINETタクソミを引き続き利用します (「[2015年版EDINETタクソミの公表について](#)」及び「[2015年版EDINETタクソミ \(開示府令改正対応版\) の公表について](#)」を参照)。

EDINETタクソミの直近のタクソミ日付及びEDINETタクソミ (案) におけるタクソミ日付は、次の表のとおりです。

タクソノミ名称	直近のタクソノミ日付	EDINETタクソノミ(案)におけるタクソノミ日付
DEIタクソノミ	2013-08-31	同左
財務諸表本表タクソノミ	2015-03-31	2016-01-31
開示府令タクソノミ	2015-03-31	2016-01-31
臨時報告書タクソノミ	2015-04-30	該当なし
自己株券買付状況報告書タクソノミ	2013-08-31	該当なし
特定有価証券開示府令タクソノミ	2015-03-31	該当なし
特定有価証券臨時報告書タクソノミ	2014-03-31	該当なし
特定有価証券自己株券買付状況報告書タクソノミ	2014-07-31	該当なし
他社株公開買付届出書タクソノミ	2014-03-31	該当なし
他社株意見表明報告書タクソノミ	2013-08-31	該当なし
他社株公開買付撤回届出書タクソノミ	2013-08-31	該当なし
他社株公開買付報告書タクソノミ	2013-08-31	該当なし
他社株対質問回答報告書タクソノミ	2013-08-31	該当なし
自社株公開買付タクソノミ	2014-07-31	該当なし
大量保有タクソノミ	2014-07-31	該当なし
内部統制タクソノミ	2013-08-31	該当なし

3. 根拠法令

次の法令等の改正に基づき、EDINETタクソノミ(案)の設定を更新しています。

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成27年9月4日)
企業内容等の開示に関する内閣府令(平成27年9月4日)
高速道路事業等会計規則(平成27年4月28日)
電気事業会計規則(平成27年3月31日)
投資法人の計算に関する規則(平成27年4月28日)

4. 適用時期

更新後のEDINETタクソノミ及びIFRSタクソノミ対応ガイドラインの適用時期は、次のとおりです。それ以前の書類については、従前のEDINETタクソノミ及びIFRSタクソノミ対応ガイドラインが適用されます。

<2016年版EDINETタクソノミの適用時期>

対象書類	適用時期
有価証券報告書	平成28年3月31日以後に終了する事業年度に係る書類から適用
四半期報告書及び半期報告書	平成28年4月1日以後に開始する事業年度に係る書類から適用
有価証券届出書	平成28年3月31日以後に終了する事業年度を直近の事業年度とする財務諸表等を掲げる書類から適用

<IFRSタクソノミ2015の適用時期>

対象書類	適用時期
有価証券報告書中のIFRS財務諸表（ただし、IFRSタクソノミを用いる場合に限る。）	平成28年3月31日以後に終了する事業年度に係る書類から適用
四半期報告書又は半期報告書中のIFRS財務諸表（ただし、IFRSタクソノミを用いる場合に限る。）	平成28年4月1日以後に開始する事業年度に係る書類から適用
有価証券届出書中のIFRS財務諸表（ただし、IFRSタクソノミを用いる場合に限る。）	平成28年3月31日以後に終了する事業年度を直近の事業年度とする財務諸表等を掲げる書類から適用

5. 今後の予定

今後の予定は次のとおりです。

時期	予定
平成28年2月1日	2016年版EDINETタクソノミ（案）への意見募集の締切り
平成28年3月上旬頃	2016年版EDINETタクソノミの公表

以上